

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年2月7日

支出負担行為担当官

函館地方法務局長 雨宮 広幸

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 函館地方合同庁舎で使用する電気の需給
- (2) 需要場所 函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎
- (3) 調達概要 入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 需給期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
- (8) 入札説明書等の交付を受けた者であること。

### 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

(1) 場所

函館市新川町 2 5 番 1 8 号

函館地方合同庁舎 2 階 函館地方法務局会計課 (担当 池田)

電話 0 1 3 8 - 2 3 - 9 5 2 3 (直通)

(2) 期間

本公告の日から令和 2 年 2 月 1 4 日 (金) までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで (土曜日, 日曜日及び祝祭日は除く。)

4 電子調達システムの利用

本案件は, 電子調達システム (政府電子調達 (GEPS) (<https://www.geps.go.jp/>)) を利用することができる案件である。

5 入札説明書等の交付期間及び交付場所

本公告の日から令和 2 年 2 月 1 4 日 (金) 午後 5 時 1 5 分まで, 電子調達システム又は上記 3 の場所において随時行う (ただし, 上記 3 の場所での交付期間は, 土曜日, 日曜日及び祝祭日は除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで)。

なお, 当該入札説明書等の交付をもって入札説明会に代える。

6 仕様書等に関する質問期限

令和 2 年 2 月 1 4 日 (金) 午後 5 時 1 5 分までとする。

7 入札書の提出期限, 提出場所及び提出方法

(1) 提出期限 令和 2 年 2 月 1 8 日 (火) 午後 5 時 1 5 分まで

(2) 提出方法等

電子調達システム又は紙により提出しなければならない (紙の場合は, 上記 3 の場所に持参又は書留郵便により提出すること。ただし, 郵送による場合は提出期限必着で送付すること。)

8 開札の日時及び場所

令和 2 年 2 月 1 9 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分

函館市新川町 2 5 番 1 8 号 函館地方合同庁舎 4 階

函館地方法務局会議室及び電子調達システム

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約書作成の要否

要。ただし, 契約締結に当たっては, 支出負担行為担当官が定めた書式に

よる契約書を作成する。

#### 12 代理人又は復代理人の入札

代理人又は復代理人が入札に参加する場合は、委任状を持参するものとする。その場合は、代理人名又は復代理人名をもって入札すること。

#### 13 入札書の記載方法

入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価(キロワット単価, 同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(キロワットアワー単価, 同一月においては単一のものとする。)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし, 当局が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお, 落札決定に当たっては, 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は, 切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので, 入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず, 見積もった価格(消費税込み)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 14 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 15 その他

詳細は入札説明書による。